

1. 残業時間の上限規制

労働基準法では、労働時間を1日8時間、1週40時間以内(法定労働時間)に、また、毎週1日の休日か4週間を通じて4日以上の日を与えなければならない(法定休日)と定められていますが、労働者の過半数で組織する労働組合が過半数を代表する人との労使協定で、時間外・休日労働について定め、行政官庁に届け出た場合には、法定労働時間を超える時間外労働、法定休日での労働が認められます。この時間外労使協定は、労働基準法36条に定めがあることから36(サブロク)協定と呼ばれています。

残業時間には、月45時間、年360時間の大臣告知による上限がありますが、臨時的に限度時間を越えて時間外労働をおこなわなければならない特別な事情があることが予想される場合には、特別条項付きの協定を結べば、限度時間を越える時間を延長時間にすることができます。これまで特別条項の延長時間に上限はありませんでしたが、働き方改革関連法の成立で労働時間法制の見直しがされ、2019年4月1日(中小企業は2020年4月1日)から労働基準法で残業時間の上限が定められ、これを超える残業はできなくなります。これまでの行政指導である大臣告知の月45時間、年360時間は法律による原則の上限となり、臨時的な特別な事情があって労使が合意する場合であっても、年720時間、複数月平均80時間以内(休日労働含む)、月100時間未満(休日労働含む)を超えることはできなくなります。また、原則の上限である月45時間を超えることができるのは、年間6ヶ月までです。

残業時間の上限ができたからそれを守るというのではなく、そもそも残業が発生しない、それは無理でも上限までではなくごくごく少ない残業ですむ職場作りを目指したいですね。



2. どうなる？ 将来の労働力

日本の労働力の担い手が将来減少する、という話を、近年、頻繁に耳にします。実際に、どの程度のものなのか？ 詳しくデータをみてみます。

日本の人口の将来予測として、国立社会保障・人口問題研究所が行っている「日本の将来推計人口」があります。同調査では、出生推移と死亡推移をそれぞれ低位・中位・高位に分けて9通り推計を行っており、平成29年推計より出生・死亡ともに中位のデータをみると、総人口は、2029年には1億2千万人を下回り、2040年に1億1千万人余、2053年には1億人を下回る推計になっています。また、15歳～64歳の人口である「生産年齢人口」の推移をみると、2029年に7000万人を、さらに2040年には6000万人を下回る推計となっております。生産年齢人口の総人口に占める割合をみると、2029年時点で58.0%、2040年時点で53.9%と、全体的な減少に加えて人口比でも減少していく推計です。ちなみに総務省の「人口推計」(国勢調査実施間の推計)の昨年10月1日の状況を見ると、総人口は1億2670万6千人、15～64歳人口は7596万2千人で人口に占める割合は60.0%となっております。

なお、「労働力人口」という用語もありますが、こちらは総務省の「労働力調査」で用いられるもので、15歳以上の就業者と完全失業者(仕事があればすぐにできる状態であるが就業者ではない)とを合わせた人口を指します。つまり、労働市場への参加(の意思)があることや65歳以上の人口も含む点で生産年齢人口と必ずしも一致するものではありません。

労働力の大枠といえる生産年齢人口の減少、また、その枠外の65歳以上の人口を取り入れるとした場合も、「数による」のではなく「質による」業務推進…効率化や生産性向上、といったことが、今後益々重要な取り組みになるといえます。

● 編集後記 ●

12月3～5日の3日間、社会保険労務士制度創設50周年の記念事業開催等により、秋山は不在となります。皆様にはご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご承知おきください。なお、事務所業務は、通常通り戸田と松村で行います。式典には平成天皇のご参列も予定されております。(秋山)

あおぞら人事・労務サポート
特定社会保険労務士
秋山幸子 (登録NO.13050514)
三鷹市下連雀 3-38-4
三鷹産業プラザ 307
TEL:0422-24-8625
FAX:0422-24-8605
E-mail: info@aozora-sr.com
URL: www.aozora-sr.com

責任編集: 社会保険労務士
秋山・隅谷・玉川・安部(武蔵野統括支部)